

別表第一の百六十九の項の次に次のように加える。

百六十九の二	医薬部外品 適合性調査 手数料	薬事法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における 同条第六項(同条第三項第	行規則第二十六条	四万八千八百円	調査申請のとき。
			二十六条 第一項第 四号又は 第二項第 二号に掲 げるもの に係る調 査	三万九千二百円に一品目につき二百九十円を加えて得た金額	調査申請のとき。

薬事法第十四条第六項の規定に基づく承認の取得後における					九項において準用する場合を含む。)の規定に基づく調査
薬事法第十四条第六項の規定に基づく承認の取得後における	薬事法第十四条第六項の規定に基づく承認の取得後における	薬事法第十四条第六項の規定に基づく承認の取得後における	薬事法第十四条第六項の規定に基づく承認の取得後における	薬事法第十四条第六項の規定に基づく承認の取得後における	薬事法第十四条第六項の規定に基づく承認の取得後における
行規則第二十六条	行規則第二十六条	行規則第二十六条	行規則第二十六条	行規則第二十六条	行規則第二十六条
目につき二百円	目につき二百円	目につき二百円	目につき二百円	目につき二百円	目につき二百円
調査申請のとき。	調査申請のとき。	調査申請のとき。	調査申請のとき。	調査申請のとき。	調査申請のとき。

十九	百六	医療機器適 合性調査手	薬事法第十四条第一 項の承認を受けよう	定期調査	第三項第 一号に掲 げるもの に係る調 査	千円を加え て得た金額		
行規則第	薬事法施	査	に係る調 けるもの 三号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 二号に掲 げるもの に係る調 査	七万二千八 百円に一品 目につき千 円を加えて 得た金額		調査申請 のとき。	
百円	四万八千八		金額	三万九千二 百円に一品 目につき二 百九十円を 加えて得た 金額			調査申請 のとき。	
のとき。	調査申請			調査申請 のとき。				
の三 数料								
薬事法第十四条第六				とする場合における 同条第六項(同条第 九項において準用す る場合を含む。)の 規定に基づく調査	第二十六 条第五項 第二号に掲 げるもの に係る調 査			
薬事法施		査	に係る調 けるもの 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第五項第 三号に掲 げるもの に係る調 査	二万八千七 百円		調査申請 のとき。	
十万四千三				一万三千三 百円			調査申請 のとき。	
調査申請				調査申請 のとき。				

項の規定に基づく承認の取得後における定期調査	行規則第 二十六条 目につき二 千円を加え て得た金額	のとき。
	薬事法施 行規則第 二十六条 目につき千 円を加えて 得た金額	調査申請 のとき。
薬事法施 行規則第 二十六条 目につき二 百九十円を 加えて得た 金額	調査申請 のとき。	

  

百六 外部試験検 査機関等適 の四 合性調査手 数料	医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理若しくは品質管理の一部を構成する外部試験検査機関及び設計管理機関に対する薬事法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第八十条第一項の規定に基づく調査	一万八千六百円  調査申請 のとき。
薬事法第十四条第六項又は第八十条第一項の規定に基づく定期調査	五万五百円 に一品目につき五百八十円を加えて得た金額	調査申請 のとき。

別表第一の百七十の項中「医療用医薬品製造又は輸入承認事項一部変更承認手数料」を「医療用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料」に、「第十四条第七項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）」を「第十四条第九項」に、「製造又は輸入の」を「製造販売承認の」に改め、同表の百七十一の項中「日本薬局方医薬品製造又は輸入承認事項一部変更承認手数料」を「日本薬局方医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料」に、「第十四条第七項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）」を「第十四条第九項」に、「製造又は輸入の」を「製造販売承認の」に改め、同表の百七十二の項中「薬局製造医薬品承認事項一部変更承認手数料」を「薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料」に、「第十四条第七項」を「第十四条第九項」に、「薬局製造業」を「薬局製造販売業」に、「医薬品の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売承認」に改め、同表の百七十三の

項中「その他の医薬品製造又は輸入承認事項一部変更承認手数料」を「その他の医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料」に、「第十四条第七項(同法第二十三条において準用する場合を含む。)」を「第十四条第九項」に、「製造又は輸入の」を「製造販売承認の」に改め、同表の百七十四の項中「医薬部外品製造又は輸入承認事項一部変更承認手数料」を「医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料」に、「第十四条第七項(同法第二十三条において準用する場合を含む。)」を「第十四条第九項」に、「製造又は輸入の」を「製造販売承認の」に改め、同表の百七十五の項から百八十五の項までを次のように改める。

百七 から 十五 まで	削除		
----------------------	----	--	--

別表第一の百九十一の二の項の次に次のように加える。

百九 の三	高度管理医療機器等販売業又は賃貸業許可更新申請手数料	薬事法第三十九条第四項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新の申請に対する審査	一万千円	更新申請のとき。
百九	医療機器修	薬事法第四十条の二第一項の規	六万九千四	許可申請

百九 の五	医療機器修理業許可更新申請手数料	薬事法第四十条の二第三項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	四万七千六百円	更新申請のとき。
百九 の六	医療機器修理業修理区分の変更又は追加許可申請手数料	薬事法第四十条の二第五項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	一万七千五百円	変更又は追加許可申請のとき。
百九 の七	輸出入医薬品適合性調査手数料	輸出入医薬品を製造しようとする場合における薬事法第八十条第一項の規定に基づく調査	四万八千八百円	調査申請のとき。
	薬事法施行規則第二十六条	三号に掲げるものに係る調査	二万八千七百円	調査申請のとき。

			薬事法第八十条第一 項の規定に基づく製 造の開始後における 定期調査							
第一項第 四号又は 第二項第 二号に掲 げるもの に係る調 査			薬事法施 行規則第 二十六条 第一項第 三号に掲 げるもの に係る調 査				第一項第 一萬三千三 百円			
			調 査申請 のとき。							
十一	百九 部 外 品 適 合	輸 出 用 医 薬								
		製 造 し よ う と す る 場								
行規則第		薬事法施	薬事法施 行規則第 二十六条 第一項第 五号又は 第二項第 三号に掲 げるもの に係る調 査				薬事法施 行規則第 二十六条 第一項第 四号又は 第二項第 二号に掲 げるもの に係る調 査		查	
百円		四万八千八	三万九千二 百円に一品 目につき二 百九十円を 加えて得た 金額				得た金額			
のとき。		調査申請								調査申請 のとき。

								の八	
								料 性調査手 数	
								合における薬事法第 八十条第一項の規定 に基づく調査	
薬事法第八十条第一		薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 三号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 二号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 二号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 二号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 一号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 一号に掲 げるもの に係る調 査	二十六条 第三項第 一号に掲 げるもの に係る調 査	
	十万四千三		百円		百円		二万八千七 百円		
	調査申請		調査申請 のとき。		調査申請 のとき。		調査申請 のとき。		
								項の規定に基づく製 造の開始後における 定期調査	
		薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 三号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 二号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 二号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 二号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 一号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第三項第 一号に掲 げるもの に係る調 査	行規則第 二十六条 目につき二 千円を加え て得た金額	
			三万九千二 百円に一品 目につき二 百九十円を 加えて得た 金額		得た金額		七万二千八 百円に一品 目につき千 円を加えて 得た金額		
			調査申請 のとき。				調査申請 のとき。		のとき。

			百九	輸出用医療	輸出用医療機器を製
			十一	機器適合性	造しようとする場合
			の九	調査手数料	における薬事法第八
			十條第一項の規定に 基づく調査		
薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	四万八千八 百円	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	調査申請 のとき。
薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	二万八千七 百円	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	調査申請 のとき。
薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	一万三千三 百円	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	調査申請 のとき。
			薬事法第八十條第一 項の規定に基づく製 造の開始後における 定期調査		
薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	七万二千八 百円に一品 目につき千 円を加えて 得た金額	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	調査申請 のとき。
薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	十万四千三 百円に一品 目につき二 千円を加え て得た金額	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	調査申請 のとき。
薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	三万九千二 百円に一品 目につき二 百九十円を 加えて得た 金額	薬事法施 行規則第 二十六条 第二十六條 第五項第 四号に掲 げるもの に係る調 査	調査申請 のとき。

<p>百九 十一 の十</p> <p>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業の許可に関する証明書の書換え交付手数料</p>	<p>百九 十一 の十</p> <p>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業の許可に関する証明書の書換え交付手数料</p>	<p>百九 十一 の十</p> <p>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業の許可に関する証明書の書換え交付手数料</p>	<p>百九 十一 の十</p> <p>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業の許可に関する証明書の書換え交付手数料</p>	<p>査</p>	<p>二千円</p> <p>書換え交付申請のとき。</p>	<p>二千九百円</p> <p>再交付申請のとき。</p>	<p>二千円</p> <p>書換え交付申請のとき。</p>
---	---	---	---	----------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

<p>百九 十一 の十 三</p> <p>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造業許可の再交付手数料</p>	<p>薬事法施行令第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造業の許可に関する証明書の再交付</p>	<p>二千九百円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>
---	--	--------------	------------------

別表第一の百九十二の項中「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料」を「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、医薬品の販売先等変更許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業許可証の書換え交付手数料」に、「第三条」を「第四十五条第一項」に、「の許可証又は医薬品」を「の許可証、医薬品」に改め、「変更の許可証」の下に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証」を加え、同表の百九十三の項中「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料」を「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、医薬品の販売先等変更許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業許可証の再交付手数料」に、「第四条」を「第四十六条第一項」に、「の許可証又は医薬品」を「の許可証、医薬品」に改め、「変更の許可証」の下に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>百九 十三 の二</p> <p>医療機器修理業許可証の書換え交付手数料</p>	<p>薬事法施行令第五十五条の規定において準用する同令第十二条第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可証の書換え交付</p>	<p>二千円</p>	<p>書換え交付申請のとき。</p>
--	---	------------	--------------------



百九十三の三	医療機器修理業許可証の再交付手数料	薬事法施行令第五十五条の規定において準用する同令第十三条第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可証の再交付	二千九百円	再交付申請のとき。
--------	-------------------	--	-------	-----------

別表第一の二百二十三の項及び二百二十五の項中「二万二千元」を「二万四千二百円」に改め、同表の二百二十六の項及び二百二十七の項中「一万六千元」を「一万七千六百元」に改め、同表の二百三十七の項中「二万千元」を「二万三千元」に、「一万五千元」を「一万六千五百円」に改め、同表の二百四十二の項中「一万円」を「一万九千元」に改め、同表の二百四十四の項中「二万九千元」を「二万九百円」に改め、同表の二百四十五の項中「一万円」を「一万九千元」に改め、同表の三百七十三の項中「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項又は第十四項」に改め、同表の三百七十三の二の項及び三百七十三の三の項を次のように改める。

三百七十の三	削除			
--------	----	--	--	--

別表第一の三百七十九の項の次に次のように加える。

九の七十	特例容積率適用地区内における建	建築基準法第五十七条の四第一項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審	十六万円	許可申請のとき。
九の七十	特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	建築基準法第五十七条の三第一項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	六千四百円に指定した建築物の敷地の数に一地の数に一万二千円を乗じて得た額を加算した額	取消し申請のとき。
九の七十	特例容積率の限度の指定申請手数料	建築基準法第五十七条の三第一項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	七万八千円	指定申請のとき。
九の七十	特例容積率の限度の指定申請手数料	建築基準法第五十七条の三第一項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	七万八千円を超過する建築物の敷地の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額	指定申請のとき。

<p>八十 三百 区整備地区 特定防災街</p>	<p>八十 三百 区整備地区 特定防災街</p> <p>二 四の 内における 建築物の敷 面の位置の 特例許可申 請手数料</p> <p>建築基準法第六十七條の二第九 項第二号の規定に基づく建築物</p> <p>十六万円</p> <p>許可申請 のとき。</p>	<p>別表第一の三百八十四の項の次に次のように加える。</p>	<p>八十 三百 区整備地区 特定防災街</p> <p>四 内における 建築物の敷 地面積の特 例許可申請 手数料</p> <p>建築基準法第六十七條の二第三 項第二号の規定に基づく建築物 の敷地面積の特例の許可の申請 に対する審査</p> <p>十六万円</p> <p>許可申請 のとき。</p>	<p>別表第一の三百八十四の項を次のように改める。</p>	<p>四 建築物の高さ の特例許可 申請手数料</p> <p>査</p>
<p>六 四の 八十 三百 景觀地区内 における建 築物の敷地 面積の特例 許可申請手 数料</p> <p>建築基準法第六十八條第三項第 二号の規定に基づく建築物の敷 地面積の特例の許可の申請に対 する審査</p> <p>十六万円</p> <p>許可申請 のとき。</p>	<p>五 四の 八十 三百 景觀地区内 における建 築物の壁面 の位置の特 例許可申請 手数料</p> <p>建築基準法第六十八條第二項第 二号の規定に基づく建築物の壁 面の位置の特例の許可の申請に 対する審査</p> <p>十六万円</p> <p>許可申請 のとき。</p>	<p>四 四の 八十 三百 景觀地区内 における建 築物の高さ の特例許可 申請手数料</p> <p>建築基準法第六十八條第一項第 二号の規定に基づく建築物の高 さの特例の許可の申請に対する 審査</p> <p>十六万円</p> <p>許可申請 のとき。</p>	<p>四の 三 内における 建築物の間 口率及び高 さの許可申 請手数料</p> <p>の間口率及び高さの許可の申請 に対する審査</p>		